

令和 2年 6月26日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会
会 長 宮 元 仁
申請取次行政書士管理委員会
委 員 長 渡 康

使用人行政書士による申請取次申出に関する運用の変更について

平素は、申請取次行政書士管理委員会の活動へご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成30年12月より、使用人行政書士による申請取次申出に関し、事務所代表者が申請取次の届出済行政書士でない場合（行政書士法人を除く。）において、当該事務所の使用人行政書士が申請取次申出を行う際、事務所代表者の「確認書」の提出を求めることとしておりましたが、日行連から別紙1のとおりご指摘があり、当該運用を改めることとなりましたので、改めて会員の皆様にご理解いただきたくご案内申し上げます。

記

【今後改める運用】「誓約書」の提出

従来による「確認書」（添付省略）を廃止することとし、代わりに「誓約書」を提出していただくことにいたしました。

事務所代表者が申請取次の届出済行政書士でない場合（行政書士法人を除く。）において、当該事務所の使用人行政書士が申請取次申出を行う際、事務所代表者の「誓約書」（別紙2参照）の提出を求めることとし、当該事務所代表者についても申請取次の届出を速やかに行って頂くことを誓約していただくこととなりました。

尚、行政書士法人に所属する使用人行政書士からの申請取次の申出については、当該申出にあたり、当該行政書士法人の直近3カ月以内の登記簿謄本の写しを添付していただき、登記事項の「目的」「特定社員」の記載内容を参照し、法人が適正に申請取次業務を行なうことができることを確認した上で、届出の書面審査を進めていくことといたします。

以 上

日行連発第1546号

令和2年3月12日

北海道行政書士会

会長 宮元 仁 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

申請取次行政書士管理委員会

委員長 西川 剛史

申請取次行政書士に係る取扱いについて（回答）

貴会より、令和元年11月19日付・北行第94号にて照会のありました標題の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

照会事項「使用人行政書士が申請取次行政書士の届出を行っているが、その使用人行政書士を雇用する行政書士が当該届出を行っていない場合、当該使用人行政書士を雇用する行政書士事務所は申請取次の業務を行うことができるか。」について

出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則は、文理上、また法の趣旨に鑑みても、行政書士と使用人行政書士とを区別しておらず、後者を排除するということもしていないと史料されることから、同法施行規則第6条の2第4項、第19条第3項、第59条の6第2項の「行政書士」には使用人行政書士を含むものと解される。

ただし、行政書士法第1条の4に定めるいわゆる使用人行政書士について、同第8条第3項でその業務を行うための事務所を設けてはならないとされているように、使用人行政書士が自ら業務を受任することはできない（詳解行政書士法58頁）。

また、雇用主である当該個人事務所または行政書士法人について、①（個人事務所において）雇用主である行政書士が届出済者でない場合、または②（行政書士法人において）出入国関係申請取次業務に係る特定社員が存在しない場合には、たとえ使用人行政書士が届出済者であったとしても、雇用主が法的に実行不可能な業務を受任することは論理矛盾と考えられることから、雇用主たる当該個人事務所または行政書士法人において当該業務を受任することはできない。

なお、上記の問題が払拭され、使用人行政書士が当該業務に携わる場合においても、雇用

主である行政書士ないし当該業務に係る特定社員から適正な指揮命令のもとに当該受任業務の遂行が行われること、使用人行政書士が当該業務の処理にあたることについて外国人本人等が承諾の上で依頼していること、当該使用人行政書士においても本人の申請意思および申請内容について十分に把握していること、申請書の取次者所属機関等の欄に所属する事務所名または法人名が適正に記載されていることが必要である。

以 上

誓 約 書

令和 年 月 日

北海道行政書士会

会長

殿

事務所所在地.....

事務所名

行政書士氏名

(事務所代表者)職印

記

私は、当事務所の使用人行政書士である _____ が申請取次の申出を行っていることを承知しており、当事務所の代表者として、同人が申請取次業務を行なうことを承諾しております。

また、使用人行政書士の当該申出にあたり、当事務所の代表者自身としても速やかに申請取次の届出を行い、使用人行政書士に対して適正に業務を遂行するよう指導・監督を行うことができる体制を整えることを約束するとともに、万が一業務上の問題が生じたときは、必要な措置を講じ適切に対処いたします。

尚、事務所代表者としての申請取次の届出を行わない場合においては、使用人行政書士の申請取次の更新ができなくなることについても異議はありません。

以 上